

佐賀県診療情報地域連携システムへの参加に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県診療情報地域連携システム運用規程第5条第1項に規定する佐賀県診療情報地域連携システム（以下「ピカピカリンク」という。）への参加に関する取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(制限)

第2条 ピカピカリンクに参加することができる施設は、佐賀県内に所在する病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の施設とする。

2 歯科診療所は、参加に際し、佐賀県歯科医師会を経由しなければならない。

3 薬局は、参加に際し、佐賀県薬剤師会を経由しなければならない。

4 訪問看護ステーション及び介護事業所は、医師会、医療法人、病院、地方公共団体、公益法人又は社会福祉法人が開設するものでなければ、参加することができない。

(例外)

第3条 前条第4項の規定にかかわらず、医師会、医療法人、病院、地方公共団体、公益法人若しくは社会福祉法人が開設する訪問看護ステーション以外の訪問看護ステーション又は医師会、医療法人、病院、地方公共団体、公益法人若しくは社会福祉法人が開設する介護事業所以外の介護事業所は、入会申請書を提出しようとする公開用ゲートウェイサーバ設置施設が、当該訪問看護ステーション又は介護事業所のピカピカリンクへの参加が相当であるとして佐賀県診療情報地域連携システム協議会（以下「協議会」とする。）会長あてに訪問看護ステーション及び介護事業所の参加に係る例外取扱承認申請書（別記様式1）を提出し、協議会会長がこれを承認した場合に限り、参加することができる。

2 協議会会長は、前項の承認に際しては、ピカピカリンクの公益性の確保、地域包括ケアの推進等の観点から、その妥当性を検討しなければならない。

3 協議会会長は、第一項の承認を行うに当たり、協議会の意見を聴くものとする。

4 協議会会長は、第一項の承認を行ったときは、訪問看護ステーション及び介護事業所の参加に係る例外取扱承認書（別記様式2）を交付する。

附 則

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

別記様式 1

訪問看護ステーション及び介護事業所の参加に係る例外取扱承認申請書

年 月 日

佐賀県診療情報地域連携システム協議会 会長 様

公開用ゲートウェイサーバ設置施設の長
印

下記 1 の施設については、下記 2 の理由の通り、佐賀県診療情報地域連携システムへの参加に係る例外取扱が相当と考えられますので、その承認を申請します。

記

- 1 例外取扱承認申請に係る施設
- 2 例外取扱承認を申請する理由

別記様式2

訪問看護ステーション及び介護事業所の参加に係る例外取扱承認書

年 月 日

公開用ゲートウェイサーバ設置施設の長 様

佐賀県診療情報地域連携システム協議会 会長
印

下記の施設については、佐賀県診療情報地域連携システムへの参加に係る例外取扱を承認します。

記

例外取扱承認に係る施設